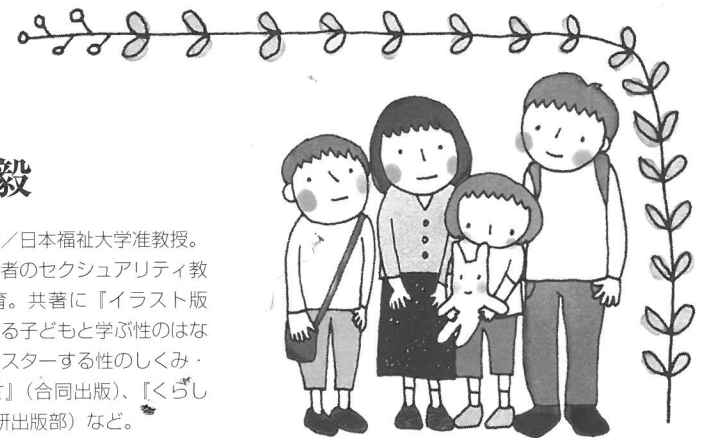


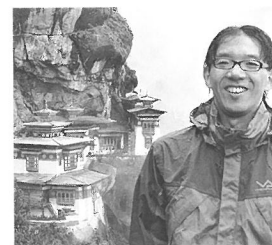
セクシュアリティのある若者の学びがゼロ障害



日本福祉大学

伊藤修毅

いとう なおき／日本福祉大学准教授。
専門は障害児・者のセクシュアリティ教育、青年期教育。共著に『イラスト版発達に遅れのある子どもと学ぶ性のはなし—子どもとマスターする性のしくみ・いのちの大切さ』（合同出版）、『くらしの手帳』（全障研出版部）など。



第10回 障害者権利条約とセクシュアリティ

この連載の3回目に障害者権利条約（以下、「条約」とします）第23条の冒頭部分について詳しく書きましたが、その際、結婚、家族、親になること、恋愛することについての「差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置」について、「連載の終盤の方で深める」とお約束しました。そろそろこのお約束を果たしたいと思います。

結婚・家族を形成する権利

条約第23条第1項では、結婚、家族、親になること、恋愛することについて「差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置」を3点挙げています。「措置」という訳語はわかりにくいので、以下、「対策」とします。1点目の対策は、「婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること」です。

きょうされんが2015～16年に実施した「障害のある人の地域生活実態調査」の報告書によると、配偶者と暮らしている障害者は4・4%、子どもと暮らしている障害者は2・5%に過ぎませ

ん。同調査のまとめには、「『誰とどこで暮らすかは自らが決める』という条約の水準にとっても及ばない現状にある」と述べられています。

以前、結婚や子育ての支援にとりくんでいる社会福祉法人を紹介し、現在の障害者福祉制度の中でも「支援ができないわけではない」ということを示しましたが、まだまだ、この支援が広がりをもつには至っていません。

生殖能力を保持する権利

次に見ておきたい対策は、「障害者（児童を含む）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること」です。私は、国連による、優生思想との決別宣言と受け取っています。

宮城県の女性2名が、旧優生保護法に基づき、知的障害を理由に強制不妊手術をされたことに対する国家賠償請求訴訟を起こしたことをきっかけに、昨今、障害者の強制不妊手術に関する様々な事実が明らかになってきました。その中には、旧優生保護法に「基づいている」強制不妊手術だけではなく、旧優生保護法でさえ認めていない子宮摘出や放射線照

射等で生殖能力を奪われた人々も少なくないということも含まれています。

新型出生前診断からの人工妊娠中絶率の現状などを見ると、現在の私たちの社会に、まだ、旧優生保護法の目的である「不良な子孫の出生を防止する」という思想が残っていることを感じます。そもそも、障害者の子孫は「不良」であるということも誤りなわけですが、「生殖能力を保持する権利がある」ということをわざわざ条約に明示する必要があったということは、まだ私たちの社会は、優生思想を完全に払拭できていないということとを暗に示しているように思えます。

家族計画の権利

最後に確認したい対策は、「障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること」というものです。

「カップルまたは個人が、自発的に、

子どもをいつ、何人産むのか計画すること。また、そのために出産の間隔と時期を調節するよう、意識的に努力すること」（国連人口基金東京事務所ホームページより）を「家族計画」と言いますが、前半部分の「子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利」は、まさに「家族計画の権利」です。「家族計画」という言葉は、高等学校の保健や家庭科では扱われているはずの言葉なのですが、大学生と対話している、もはや死語になっているのではないかと思います。一方で、家族計画とは対極にある「できちゃった婚」はけっして珍しいものではなくなくなってきました。カップルそれぞれの考え方がありますので、そのすべてを否定するつもりはありませんが、子どもを何人、どれくらいの間隔でもつかは、主体的に「決める」権利をもっていることを確認する必要があります。そして、この権利を認識し、行使できるように教育や支援を提供していくことが必要です。

少し話はそれますが、「日本家族計画協会」という一般社団法人があります。この法人のホームページは、性教育に役立つセミナーや教材が豊富に紹介されて